

宇都宮市独自規制の点検・見直し等に係る指針

1 策定の目的

市独自規制については、社会経済環境等の変化を踏まえ、各部局において、随時、見直し等を進めてきたところであるが、本市の行政課題や今後のまちづくりの方向性を的確に捉えながら、施策目的を確実に達成するため、より適切かつ効果的に運用していく必要がある。

このため、市独自規制の基本的な考え方や点検・見直しの進め方などを明らかにした上で、全庁統一的に取り組むため、本指針を策定する。

2 市独自規制の定義

市独自規制とは、次の(1)から(4)のとおり、「本市が条例，規則，訓令その他市が定める規定により，ルールや基準等を定めることで，市民や市内事業者等の活動などを制限するもの」とする。

(1) 上乗せ

法令等と同一の目的で同一の対象に対し，法令等の基準よりも厳しい基準を条例等で定めるもの

(2) 横出し

法令等で規制の対象としていないものに対し，対象を拡大し，条例等で規制するもの

(3) 条例等委任

法令等により，基準の設定が条例等に委任されており，本市が自ら基準の設定をするもの

(4) 法令等に定めのないもの

法令等とは無関係に本市独自の政策として，条例等により，規制するもの

3 市独自規制の基本的な考え方

(1) 市独自規制の目的

市独自規制は、市民の安全・安心の確保や産業の健全な発展、更には本市の特色を生かした魅力あるまちづくりの実現などに寄与するものであること。

(2) 市独自規制の内容・水準

市独自規制は、社会経済環境や市民ニーズ等の変化を的確に捉え、より適切な内容・水準であること。

(3) 市独自規制に係る申請手続き

市独自規制に付随する申請手続きは、申請者の負担軽減に配慮し、可能な限り、簡素かつ効率的なものとする。

(4) 市独自規制の点検・見直し

(1)から(3)を踏まえ、市独自規制は、定期的に点検・見直しを行うこと。

4 市独自規制の点検・見直しの進め方

- ① 本市を取り巻く社会経済環境や市民ニーズ等の変化に的確に対応していくため一定の期間を定めた上で、網羅的に実施する。
- ② 市独自規制の目的や効果、基準等の妥当性、市民サービスへの影響等について十分に検証するとともに、より実態に即したものとするため、規制の受け手である市民や市内事業者等のニーズなどの把握に努める。
- ③ 申請手続きについても、記載事項や添付書類の省略、簡素化など、最適化を図る。

5 点検・見直しの具体的手法

(1) 点検・見直しの対象

「2 市独自規制の定義」に掲げる全ての規制を対象とする。

(2) 点検・見直しの標準期間

点検・見直しは、おおむね5年ごとに行う。ただし、市独自規制を取り巻く環境の変化が著しい場合や見直しの検証等に5年以上の期間を要する場合など、これによりがたい場合は、それぞれの市独自規制に応じた適正な期間とする。

(3) 点検・見直しの実施

別紙に掲げる「点検・見直しの視点」に基づき、廃止や緩和、強化などの見直しの必要性を検証する。

(4) 外部意見の把握

- ① 点検・見直しに当たっては、規制の受け手のニーズ等を参考とするため、可能な限り、市民や市内事業者、関係団体などから意見を聴取する。
- ② 専門的な知見に基づく点検・見直しを進めるため、必要に応じて、外部の有識者で構成する審議会等において意見を聴取する。

(5) 検討結果の周知・公表

検討の結果、市独自規制を見直す場合には、規制の受け手の混乱や不利益を招くことのないよう速やかに周知を行うとともに、説明責任や透明性の確保などの観点から、可能な限り、検討結果を公表する。

6 市独自規制の新設等における活用

新たに市独自規制を設ける場合や法令等の改正内容が市独自規制に影響する場合においても、別紙「点検・見直しの視点」の活用を図り、その必要性などについて、十分に検討する。

7 推進体制

取組の着実な推進に向け、行政経営検討委員会において、取組状況について進捗確認を行う。

8 施行期日

本指針は、平成28年8月1日から施行する。

別紙 点検・見直しの視点

【市独自規制の目的や効果，基準等の妥当性】

- (1) 技術の進展や市民意識の向上，市場の統制機能等により，所期の目的を達成しているか
- (2) 施策目的の達成のため，市独自規制が最も効果的な手段となっているか
- (3) 規制の対象者や区域などの対象範囲は妥当か
- (4) 規制の値などの基準は妥当か
- (5) 許可制を届出制に変更するなど，より妥当な手法に転換できないか
- (6) 栃木県や近隣自治体等と比べて著しい相違がある場合，妥当な理由があるか
- (7) 同種類似の規制がある場合，当該規制の基準等と比較して，妥当か
- (8) 法令等の改正内容が市独自規制に影響する場合，その改正の趣旨や背景を十分に踏まえた上で，本市の対応について，十分に検証できているか

等

【手続きの最適化】

- (1) 申請書等の記載事項や添付書類の省略，簡素化はできないか
- (2) 申請書等に書類の添付や押印を求める根拠があるか
- (3) 正本・副本など，申請書等の提出部数は適切か
- (4) 申請書等の有効期間や更新手続きの時期等は適切か
- (5) 手続きの受付窓口の開設場所や開設時間などについて，十分な利便性が確保できているか

等